



大量繁茂する水草対策

【提案・要望先】国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

琵琶湖に大量繁茂する水草対策に対する財政支援制度の創設

- 県が行う水草刈取除去事業および有効利用事業等に対する支援制度の創設
- 水草の生態やモニタリング、刈取除去方法や有効利用方法に関する調査研究への支援と更なる連携強化

2. 提案・要望の理由

- 大量繁茂する水草が琵琶湖生態系等に与える影響は以下のとおり。
 - ・ 生活や産業への影響
腐敗による**悪臭**や船舶の**航行障害**、**景観の悪化**、**漁場環境の悪化**
 - ・ 琵琶湖生態系への影響
湖流停滞による**底質環境の悪化**や**アオコの発生**、**貧酸素化**、**底生生物の減少**
- 県は、これまでから水草の刈取除去と有効利用までを一連の事業として実施してきており、こうした水草対策事業に要する経費は**年間約3億円**。
また、企業等が行う新たな水草有効利用技術等開発への支援（平成28年度～）や、マリーナなどが行う水草除去に対する支援（平成29年度～令和3年度）を実施。
- 住民等からの水草対策の要請に十分応えられていないものの、近年の繁茂状況は、ピークであった平成26、27年度から規模は縮小している。しかし、琵琶湖環境科学研究センターの研究から、水草繁茂のポテンシャルに変化がないことが明らかになっており、**今の対策規模を緩めると再度、繁茂規模が拡大する恐れ**がある。
- 既に県の取組は精一杯となっている中、**新たに琵琶湖に設定される底層溶存酸素量の環境基準達成**や、水道利水に影響を及ぼす**アオコの発生抑制**に向けて**水草対策は更に重要となる**ことから、水草対策等について、国および関係地方公共団体は必要な措置を講ずるよう努めるとした**琵琶湖保全再生法第15条を踏まえた**、県の水草対策に対する財政支援制度の創設などの**国からの支援が必要**。

(本県の取組状況と課題)

(1) 水草繁茂の推移とその弊害

夏場に湖面を覆う水草



草津市北山田 (令和元年 10月8日)

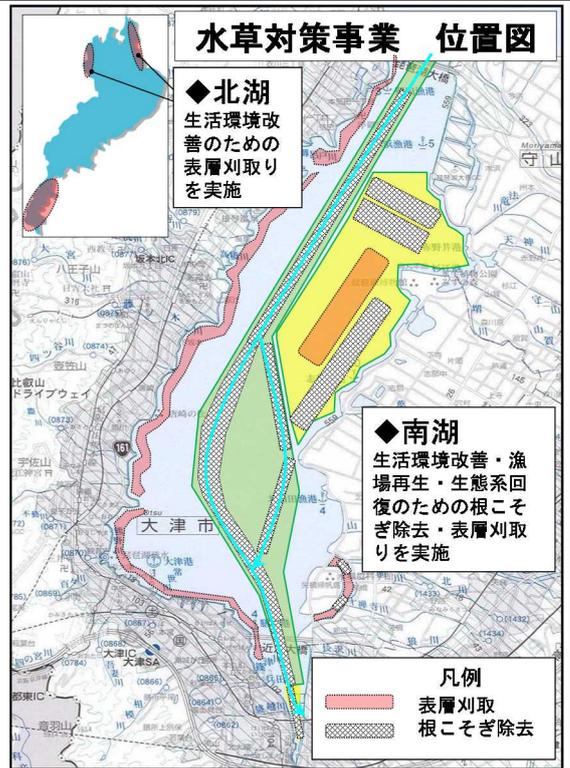
【住民生活や産業への影響】

- ・腐敗による悪臭
- ・船舶の航行障害
- ・景観の悪化
- ・漁場環境の悪化

【琵琶湖生態系への影響】

- ・底質環境の悪化
- ・湖底の貧酸素化
- ・底生生物の減少

琵琶湖が危機的状況
国民的資産である



(2) 滋賀県の取組



表層刈取り



根こそぎ除去



堆肥化



堆肥の無料配布

水草商品化第3号！！



「ウィード・ダイコレクション」

水草刈取除去量 推移 県全体



毎年3億円の水草対策の実施により、繁茂のポテンシャルを抑えている状況

⇒ 今後も、大量繁茂を防ぐために**現状の規模の水草対策の継続が必要！！**

水草対策に要する多額の事業費が県財政を圧迫している。民間の知恵も導入して検討しているが、更なる検討が必要。

財政支援制度の創設など、国からの支援を是非ともお願いしたい。

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水質・生態系係
TEL 077-528-3463